



# 計画の概要

## ■ 計画策定の趣旨

少子化に伴う人口減少、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域におけるつながりの希薄化など社会は大きく変化しており、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが一層求められています。今後の笠間市における男女共同参画社会の形成に向けて取り組むべき施策の方向を明らかにし、計画的に推進するため、現計画の基本方針や国、県の計画の方向性を踏まえ、平成25年度から29年度を計画期間とする、第2次笠間市男女共同参画計画を策定しました。

## ■ 計画の位置づけ

男女共同参画社会基本法第14条第3項における「市町村男女共同参画計画」及び笠間市男女共同参画推進条例第8条に基づく「基本計画」です。

## ■ 計画期間

平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）までの5カ年を計画期間とします。

## ■ 計画の基本理念

- (1) 男女の人権の尊重と平等の確保
- (2) 男女が自立した個人として多様な生き方を選択できる社会づくり
- (3) 男女が社会の対等な構成員として共同して参画する機会の確保
- (4) 家庭生活における役割の共有と職場・地域活動との両立支援
- (5) 国際的協調のもとにおける男女共同参画の推進

## ■ 推進体制

### 笠間市男女共同参画推進条例

市

市民

事業者

#### 笠間市男女共同参画 庁内推進会議

市の男女共同参画施策の推進及び調整、市職員の男女共同参画意識の向上に取り組みます。

推進

#### 笠間市男女共同参画 推進連絡協議会

男女共同参画社会実現のために啓発活動や、市との協働事業に取り組みます。

### 第2次笠間市男女共同参画計画

↑ 意見・助言

#### 笠間市男女共同参画審議会

市の男女共同参画の施策を推進するための調査審議機関として、計画の策定や各事業の進捗状況について意見・助言を行います。